

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

夫に元妻との子供がいます。
相続はどうなりますか？



私は45歳で、夫は60歳です。高校生の男児が二人います。私は初婚ですが夫は再婚で、知り合った時は前妻との間に子供が二人いました。しつかり者の姑と折り合いが悪く離婚したようです。姑は名士の家に嫁いで義父母に仕え、夫の早世後はその養子となり、再婚もせず、一人息子のために生きてきました。85歳とは思えないほど元気。夫にすれば姑との同居は当然で、何事も姑優先です。結婚後に知ったのですが、夫は再々婚で、最初の結婚時の子供は、元嫁が郷里に戻って再婚し、連れ子を里子だか養子だかに出したため、養育費も送って

いないそうです。再婚時の子供二人については大学を卒業するまでの間かなりの養育費を送っていたと聞きますが、話題にも上らず、どこでどうしているのか分かりません。姑も夫も薄情な感じがしないでもないですが、私にとっては私たち家族の生活が平穏に続いているので、姑のことでは不満はあるものの、まずまずと思っています。夫も姑も教育熱心で息子たちは私立の進学校に通い、

大学も良い所に入れたと思っています。教育費などにも困っていませんが、家計は姑が握ったまなので詳しいことは分かりません。ただ先日夫が倒れたことがあり、年も年だし、ふと夫が亡くなれば家の財産はどうなるのだろうと思いました。賃貸に出している不動産が多数あり、預貯金もあるはずです。私と子供二人が相続するのですよね。

ご主人の子供たちは全員、
平等に相続する権利があります。



別れたお子さん3人がふびんな感じがしてなりませんが、法律相談なので、論点にだけ触れますね。

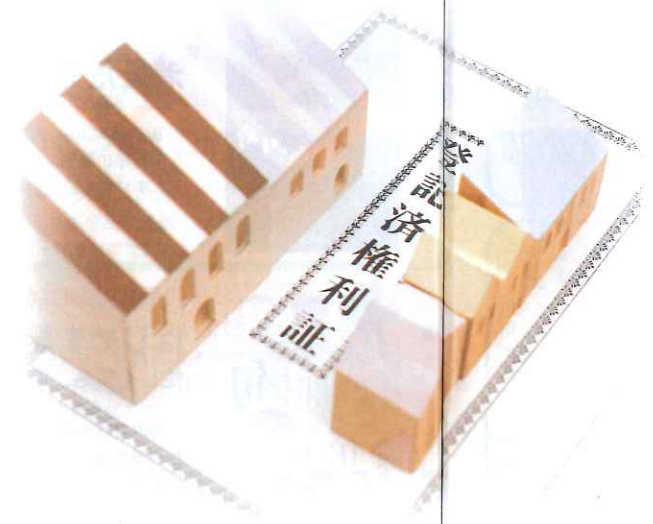
順当にお姑さんが先に亡くなれば、その財産はすべて息子であるご主人に行くので、それはよいでしょう。

問題はご主人の遺産の相続です。妻であるあなたが半分、息子が4分の1ずつ、と思っておられるのかもしれませんが、そうではありません。

子供の間である半分を子供5人がそれぞれ等分に分けるので、あなたの子供の相続分は各10分の1に過ぎません。子供は皆平等で、実子も養子も変わらないし、非嫡出子も嫡出子と同じ扱いなのです。

養子なり里子なりに出しているても実子ですからね。例えば遺産が3億円あるとすると（不動産の額は評価方法でずいぶん変わります）、あと3人のお子さんに各3000万円の取り分があるわけです。

もしご主人が再婚時の子供にまじった生前贈与をしていたと



すれば、その分を本来の相続分から差し引くことはあり得ますが、相続の事前放棄はできないので、その時にそうした書面を作成させていたとしても無効です。

また、ご主人が遺言を作つて、あとの3人には何もやらなと書いたとしても彼らにはそれぞれ本来の相続分の2分の1（つまり各20分の1）の遺留分があるため、その旨主張されれば面倒なことになります。

司法書士は相続登記を進めるに当たって、戸籍をさかのぼるのに、どのお子さんも存在が明らかになります。元妻たちの気持ちは分かりませんが、再婚時

の子供二人が父親に恨みつらみを抱くのは当然だし、そうした中で遺産分割を進めるのは大変なことになります。

家族内できちんと話をするのが難しいようですが、どちらもまだお元気なうちに、信頼できる弁護士も交えて、どうすればよりトラブルが少なくて済むか、考えておいた方がよいと私は思います。もちろん、面倒なことは後回しにする、そうやって考えるという手もありますが、その時にはご主人もお姑さんもないので、あなたと子供二人だけで立ち向かうことになると思うので、悟ってくださいね。